

財団法人 マルセンスポーツ・文化振興財団 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を岡山県岡山市北区駅前町一丁目2番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、岡山県のスポーツ・文化の振興発展を図るとともに、県民が健康で豊かな心をもって生活できる環境・社会の実現を目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ・文化活動に対する助成
- (2) スポーツ・文化活動に対する表彰
- (3) スポーツ・文化に関するイベント等の開催
- (4) スポーツ・文化に関する広報啓発育成事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員数現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、岡山県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれらの処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することが

できる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の業務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に**岡山県教育委員会に届け出なければならない**。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、その**会計年度終了後3か月以内に岡山県教育委員会に報告しなければならない**。この場合において、資産の総額に変更が合ったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて報告するものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会の議決を経、かつ、**岡山県教育委員会の承認**を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 8 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 4 章 役員及び評議員

(役員)

第 16 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事6人以上10人以内(うち理事長1人及び常務理事1人とする。)

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により理事長及び常務理事を選任する。

3 理事のいずれか1人及び当該理事と親族その他特殊な関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を**岡山県教育委員会に届け出なければならない**。

7 監事に異動があったときは、3週間以内にその旨を岡山県教育委員会に届け出なければならない。

(理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに岡山県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の召集を請求し、又は召集すること。

(役員の任期)

第 20 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員の解任)

第 21 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 22 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員の選出)

第 23 条 この法人に評議員9人以上13人以内を置く。なお、評議員現在数は、理事現在数を越えるものとする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員のいずれか1人及び当該評議員と親族その他特殊の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 前3条の規定は、評議員にこれを準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるものは、[評議員]と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

第5章 会議

(理事会の召集等)

第 25 条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたとき、又は、第19条第4項の規定により監事から召集の請求があったときは、理事長は、速やかに臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(会議の定足数)

第 26 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、第8条、第21条、第29条、第30条及び第31条に規定する場合を除くほか、

出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

(評議員会)

第 28 条 次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かななければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 基本財産に関する事項
 - (4) 長期借入金に関する事項
 - (5) 前各号(第2号を除く。)に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会の議長は評議員の互選による。
- 3 前3条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 29 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、**岡山県教育委員会の認可**を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 30 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号の規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、**岡山県教育委員会の許可**があったときに解散する。

(残余財産の処分)

第 31 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、**岡山県教育委員会の許可**を得て、地方公共団体又はこの法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第 32 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 33 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

- (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 処務日報
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号及び第6号の書類は永年、同項第5号の書類及び帳簿は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

第8章 補 則

(細 則)

第 34 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成17年3月31日までとする。

附 則（岡山市の政令市移行）

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月14日変更許可岡山県指令県第49号）

この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。